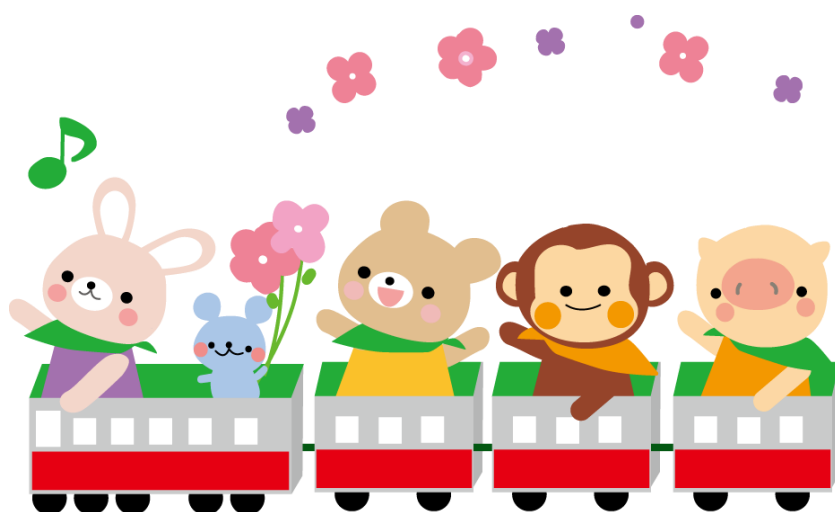


令和5年度 保育所・認定こども園 入所案内



〈目次〉

1. 保育所等の紹介	・・・ 1 ページ
2. 教育・保育給付認定及び入所条件等	・・・ 2 ページ
3. 入所申込について	・・・ 4 ページ
4. 利用者負担額及び副食費について	・・・ 7 ページ
5. 入所後の手続き	・・・ 9 ページ
6. 保育所等位置図	・・・ 10 ページ

松島町町民福祉課こども支援班
電話：022-354-5798

1 保育所等の紹介

(1) 保育所等の種類

種別	内容
①保育所	・ 0歳から就学前までのお子さんを対象に保育を行う施設です。 ・ 利用には就労等で保育が必要とする事由に該当する必要があります。
②幼稚園	・ 3歳から就学前までのお子さんを対象に幼児教育を行う施設です。 ・ 利用にあたっての条件はありません。 ・ 施設に直接お申し込みください。
③認定こども園	・ 0歳から就学前までのお子さんを対象とし、幼児教育と保育を一体的に行う施設であり、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持ちます。 ・ 保育部分の利用条件は①と同様です。教育部分は②と同様です。

(2) 保育所等一覧

松島町内の保育所等の一覧は次のとおりです。

各保育所等は、日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

施設名 (種別)	定員	運営 形体	所在地	電話番号	最大 保育時間	対象 年齢
高城保育所 (認可保育所)	120	公立	磯崎字白坂 25-4	354-2509	7:00 ～19:00	6ヶ月 から
認定こども園 松島めぶきの森 (認定こども園)	90	私立	根廻字人笥地内	353-4224 (松島町社会 福祉協議会)	6:30 ～21:00	6ヶ月 から

※認定こども園の定員は保育部分の人数です。

次の施設への入所を希望する際は、施設に直接申込みをしてください。

- ①幼稚園
- ②認定こども園（教育部分）

2 教育・保育給付認定及び入所条件等

(1) 教育・保育給付認定

保育所や幼稚園の入所・入園の決定とは別に、保護者の方の就労状況などをもとに、利用のための教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には、保育の必要性の有無と年齢に応じて、1号から3号認定の3つの区分が設けられており、認定された区分により施設を利用できます。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前のお子さん (2号認定を除く)	幼稚園、 認定こども園(教育部分)
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などの理由により、保育を必要とするお子さん	保育所、 認定こども園(保育部分)
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などの理由により、保育を必要とするお子さん	保育所、 認定こども園(保育部分)

(2) 保育の必要量について

2号認定及び3号認定は、保護者の就労状況等により、さらに「保育標準時間(最大11時間)」と「保育短時間(最大8時間)」に区分されます。区分ごとの保育時間及び延長保育時間の設定は下記のとおりです。延長保育の利用については各施設に直接申込みが必要となります。なお、延長保育料については施設ごとに異なりますので各施設にご確認ください。

(3) 各保育所等の保育時間

施設名	認定区分	保育時間	延長保育	特別延長保育
高城保育所	保育標準時間	8:00~16:00	7:30~8:00	7:00~7:30 18:00~19:00
	保育短時間		16:00~18:00	
認定こども園 松島めぶきの森	保育標準時間	7:00~18:00	6:30~7:00 18:00~20:00	20:00~21:00
	保育短時間	8:00~16:00	6:30~8:00 16:00~20:00	

保育時間は、原則として勤務形態・勤務時間等に合わせた利用となります。保育認定区分の保育時間はあくまで「保育上限時間」であり、就労時間等や家庭の実態に合わせて利用いただくこととなります。

(4) 入所(園)条件

児童の保護者や同居の親族その他の人が、次の入所条件のいずれかに該当するため、児童を保育することができないと認められた場合に限り、そのため、集団に慣れさせるといった理由のみの入所はできません。

■ 入所条件

入所理由	内容
① 就労	保護者が家庭外で仕事をしている または、家庭で家事以外の仕事をしている (おおむね1日4時間以上、月15日以上)
② 妊娠・出産	児童の保護者が出産前後である (産前8週、産後8週)
③ 疾病・障害	保護者が病気、負傷、心身に障害がある
④ 介護等	親族の介護、看病にあっている
⑤ 災害復旧	火災、風水害、地震等により復旧にあっている
⑥ 求職活動	保護者が求職活動(起業準備を含む)を行っている。 ただし、入所決定期間は90日となり、期間の更新は出来ません。
⑦ 就学	保護者が就学(職業訓練学校を含む)のため
⑧ 育児休業	育児休業取得時に、すでに保育を利用する児童がいて継続が必要な場合
⑨ その他	町長が特に必要と認める場合①～⑧までと同様の状態にある場合。

3 入所申込について

(1) 令和5年4月1日から5月31日までに入所(園)希望の方

●新規の申込みの方

申込書配布：令和4年10月3日(月)から
町民福祉課こども支援班、各保育所ほか、町ホームページにも
掲載しております

一斉受付：令和4年10月4日(火)～21日(金)

受付場所：役場1階 町民福祉課こども支援班

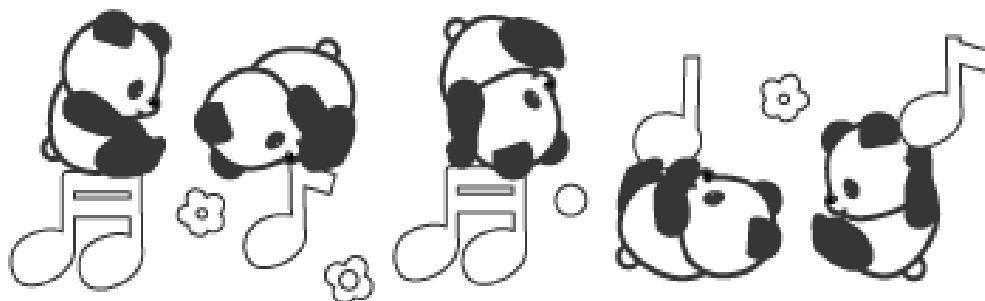
一斉受付後、別日に面談を行いますので、申込書提出時に面談日のご予約をお願いします。

●現在町内保育所に入所中で、継続入所・他の保育所や認定こども園の利用を希望する方

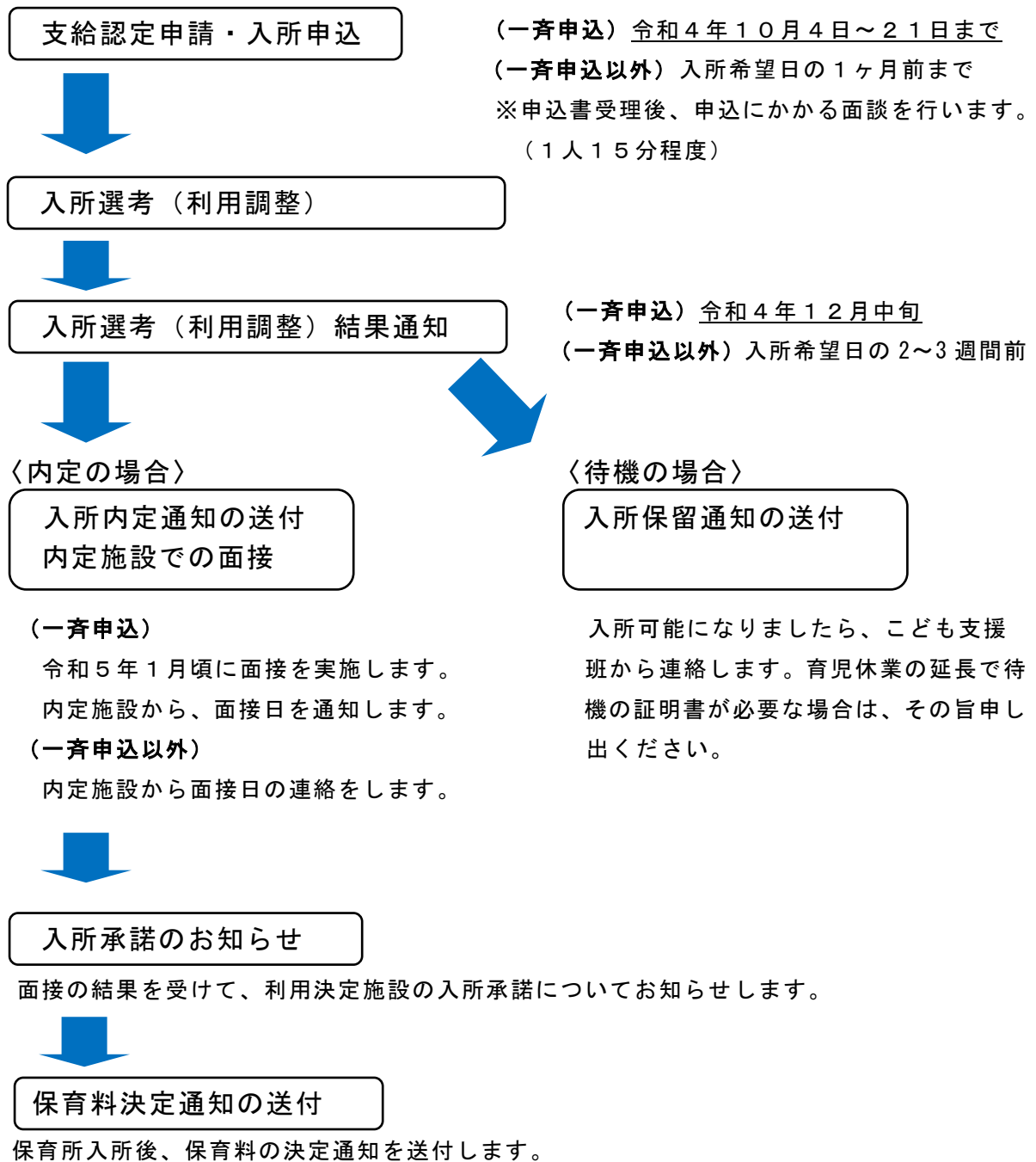
現在入所中の保育所から配布される申込関係書類に記入し、必要書類を添付の上、令和4年10月21日まで入所中の保育所へ提出してください。

(2) 令和5年6月1日以降から入所(園)希望の方

随時受け付けしております。入所希望日の1ヶ月前までにお申し込みください。入所可能な施設を案内できない場合がありますので、ご了承ください。



《 入所申込みから入所承諾までの流れ 》



- 保育所入所申込書を受理後、家庭状況等を総合的に判断し、保育の必要性の高い家庭から優先的に入所を決定します。
※ 入所の申込順だけで入所を決定するわけではありません。
- 選考の結果、希望保育所が空いていない場合は、御希望の保育所等が空くまでお待ちいただくか、空いている保育所等への入所となります。

(3) 必要書類

- ① 教育・保育給付認定申請書
 - ② 保育所入所申込書
 - ③ 入所児面接調査票
 - ④ 保育出来ない状況を証明する書類
(父母及び65歳未満の同居の親族(世帯分離を含む)分) ※1
- 証明する書類

事由	必要書類	備考
就労	就労証明書	自営業の方は、確定申告書の写しも添付してください。
妊娠・出産	母子健康手帳の写し	母親氏名と出産予定日が分かるページの写しを提出してください。
疾病、障害	診断書や障害者手帳等の写し	診断書には「治療期間」と「〇〇の疾病のため、家庭保育が困難」等と記載してください。障害者手帳は、等級が確認できるページの写しを提出してください。
介護等	診断書や療養計画書等	
求職活動	入所3ヶ月以内に勤務先からの証明書	
就学	在学証明書及び授業のカリキュラム	

- ⑤ 市町村民税課税(非課税)証明書(該当者のみ) ※2

※1 同居家族の就労証明書等は入所の優先順位判定に使用するものです。

※2 令和4年1月2日以降に松島町に転入した方は、下記の表により課税(非課税)証明書を提出してください。(取得方法等については、証明書発行先の市町村にお問い合わせください。)

令和5年4月1日～令和5年8月31日までに入所	令和4年1月1日住所地より
令和5年9月1日～令和6年3月31日までに入所	令和5年1月1日住所地より

■ 市町村民税の申告がない場合

未申告の方は速やかに申告をお願いします。所得がない等の理由で申告が不要な方でも、市町村民税の申告手続きをしていただきますようお願いいたします。家族の扶養となっている方は申告不要です。

4 利用者負担額及び副食費について

(1) 3～5歳児の利用者負担額について

幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額は無償となります。

(年度の途中で3歳になったお子さんは翌年度から対象となります。そのため、保育支給認定が3号認定から2号認定へ切り替わった場合も、利用者負担額に変更はありません。)

(2) 0～2歳児の利用者負担額の決定について

利用者負担額は、4月から8月分までが令和4年度の町民税所得割額、9月以降が令和5年度の町民税所得割額によって決まりますので、一律ではありません。

利用者負担額は、児童福祉法により保護者に負担していただくもので、入所(園)と同時に納付義務が生じます。

※ 祖父母が家計の主宰者で父母の町民税が非課税の場合、祖父または祖母の町民税額が合算される場合があります。(世帯分離を含む)

※ 住宅借入金等特別控除及び配当控除等を受けている方は、控除前の所得で算出します。

(3) 利用者負担額の軽減について

① 多子世帯の利用者負担額軽減について

- ・ 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等に入所している場合、2人目は半額、3人目からは0円になります。
- ・ お子様2人以上いる世帯について、市町村民税所得割額57,700円未満の世帯の場合は、保護者と生計が同一の子等^(注)であれば、年齢に関わらず上から順に第1子、第2子として数え、第3子以降の児童の利用者負担額は0円となります。

② ひとり親世帯・障がい者世帯の利用者負担軽減について

ひとり親世帯・障がい者世帯で、表2に該当する場合は保護者と生計が同一の子等であれば、年齢に関わらず、上から順に第1子、第2子として数え、第1子については表2の利用者負担額が適用され、第2子以降の児童の利用者負担額は0円となります。

表1 利用者負担額基準額表

階層区分	階層認定の基準	3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C	市町村民税所得割額 48,600 円未満	15,100	14,800
D1	市町村民税所得割額 69,000 円未満	21,000	20,600
D2	市町村民税所得割額 83,000 円未満	23,300	22,900
D3	市町村民税所得割額 97,000 円未満	26,000	25,500
D4	市町村民税所得割額 114,000 円未満	32,000	31,400
D5	市町村民税所得割額 141,000 円未満	35,000	34,400
D6	市町村民税所得割額 169,000 円未満	42,000	41,200
D7	市町村民税所得割額 221,000 円未満	47,500	46,600
D8	市町村民税所得割額 301,000 円未満	55,000	54,000
D9	市町村民税所得割額 301,000 円以上	58,000	57,000

表2 利用者負担額徴収基準額（ひとり親世帯・障がい児世帯）

【市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯】

ひとり親世帯・障がい者世帯における第1子児童の利用者負担額（月額）			
階層区分	階層認定の基準	3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
C	市町村民税所得割額 48,600 円未満	7,050	6,900
D1	市町村民税所得割額 69,000 円未満	9,000	9,000
D2の一部	市町村民税所得割額 77,101 円未満	9,000	9,000

注) 生計が同一の子について

- ・ 保護者が監護し、生計が同一の子であれば、年齢に関わらず対象となります。
- ・ 保護者と生計が同一の子や孫等（保護者が監護していた子どもが成長し、成年に達した場合も含む。）であれば年齢に関わらず対象となります。

進学等で別居している児童がいる場合も、仕送り等の生計維持が確認できれば、同一世帯として扱います。

※生計が同一の子等であっても、保護者と住民票を別にしてしている場合は、同一生計であることが確認できないため、別途書類等の提出が必要になる場合があります。

(4) 各種費用負担について

3～5歳児の利用者負担額は無償ですが、給食費（主食費・副食費等）やその他行事費等などは保護者負担となります。金額や納入方法は施設によって異なります。

ただし、次に該当する方は、副食費が免除となります。

【免除対象者】

- ・市町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯[A から D1 階層の一部（ひとり親世帯は 77,101 円未満[A から D1 階層及び D2 階層の一部]）のお子さん
- ・全階層の第3子以降のお子さん

※第3子以降とは、就学前児童を上から数えて3番目以降のお子さんです。

※副食費には、おかずや牛乳、おやつ代が含まれます。

※0～2歳児の給食費は、保育料に含まれています。

利用者負担額・給食費の納入について

公立保育所に入所している場合は町へ納入していただきます。納入方法は口座振替と納付書納付があります。納期限は毎月月末（12月と3月は25日）です。町では納め忘れが少なく、便利な口座振替をおすすめします。口座振替の手続きは各金融機関でお願いします。

認定こども園に入所している場合は施設へ直接納入するため、施設の案内に従ってください。

5 入所後の手続き

保育所入所後に、申請内容等に変更があった場合は下記のとおり届出してください。内容によって、添付書類が必要となる場合があります。

様式	状況	提出先
教育・保育給付認定変更申請書 (様式第15号)	世帯員の増減、就労状況の変更(転職、勤務日数や勤務時間の変更等)、保育を必要とする事由の変更があった場合	利用施設 又は こども支援班
教育・保育給付認定申請内容変更届 (様式第22号)	子ども・保護者の氏名、住所変更があった場合	
退所届	保育所等を退所する場合 ⇒ <u>施設を利用する最終日までに提出してください。</u>	利用施設

■ 保育所等位置図

